平成２３年（フ）第２５５３号
福岡市西区小戸４丁目24番31号
債務者　幸坂健太郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７７号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番10号
債務者　梅根　伸也
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７１号
福岡県大野城市曙町３丁目７番３号青葉荘201号
債務者　山崎　　角
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９１号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―1406号
債務者　吉田　正夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０５号
福岡市博多区半道橋１丁目５番32―201号
債務者　田原　三生
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０９号
福岡県春日市下白水南２丁目71番地１ファーストヒルズ302号
債務者　坂崎　　満
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７２５号
福岡市東区香椎駅前３丁目18番20―203号
債務者　中村　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７２６号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地54
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６０号
福岡県大野城市瓦田４丁目15番27―306号フローレンス白木原
債務者　大川　忠隆
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６１号
福岡県大野城市瓦田４丁目15番27―306号フローレンス白木原
債務者　大川　京子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６３号
福岡市博多区西春町１丁目４番12―201号
債務者　高山　智博
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７０号
福岡市南区花畑３丁目３番13―307号
債務者　矢川　美生（旧姓岩見）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８１号
福岡県朝倉市来春499番地３メモリー白鳥第１　105号
債務者　井手　亜樹
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８５号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目15番25号トライアングル103号
債務者　北島　圭子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９９号
福岡市中央区平尾２丁目17番20―606号
債務者　野上　未央
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
神奈川県大和市上草柳８丁目18番13号　ドムール鶴間301号
債務者　坂本　真弓
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８５号
岡山市東区浅越782番地４　Ｂフォレスト Ⅲ 102号
債務者　三島　好美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部